

広島県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年五月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

井関加茂線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市加茂町字北山四〇六五番一地从先から 福山市加茂町字北山三九五四番五地先まで	一四・五〇〇 四〇・八〇	三・五〇〇 五・四〇		八八五・〇〇	八八五・〇〇
	拡幅				